

日本労働年鑑 第26集 1954年版
The Labour Year Book of Japan 1954

第二部 労働運動

第一編 労働争議

第二章 主要な争議

第一二節 「特需」工場の争議

一九五一年一二月二九日、東日本重工東京製作所で、とつぜん一二名のパージが発表された。理由は従来とおなじように「軍の作業防衛上の保安措置」ということであったが、パージされた一二名のなかには同工場従業員組合の右派幹部までがふくまれていたので注目をひいた。この問題は、一九五二年にはいつてから、国会共闘によって国会へもちこまれ、一月二八日の参議院における一般質問で左派社会党の山花秀雄議員が、つぎの諸点を政府にたいして質問した。

- (一) 雇傭契約になんら関係をもたぬアメリカ政府が、自由に誡首命令をだす権限があるのか。
- (二) アメリカ側が好ましくないと思うものを誡首するのに同意しなければ、契約を締結しないという特需契約方式が、国内法に優先している根拠はなにか。
- (三) 軍令誡首のための調査に、日本政府および警察はたずさわってきたのか。たずさわっていたのならその資料を提示せよ。
- (四) 行政協定とりきめののちも、以上のような事情は変わらないのか。

また、同工場従組幹部は、二月七日、GHQ労働課を訪ね、大統領特使ラスクの労働担当官バロウと会見したが、バロウは「問題は契約に人事権の問題がふくまれているにもかかわらず、これを従業員に公開しない会社側にある」と答えた。

三月一〇日、同工場ではさらに四名がパージされた。このときはすでに客観情勢がむきだしの軍令による解雇を困難にしていたので「当社はアメリカ軍作業という特殊事情から、経営を維持するため会社の都合により」パージしたことになっている。

これよりさき、二月一五日に、中央労働委員会会長がGHQ経済科学局長あて提出した「労働委員会の進駐軍部隊関係労働争議処理にたいする権限」拡大の要望について、つぎのような回答がおこなわれていた。すなわち、「不当労働行為事件が、進駐軍部隊を相手として申したてられたとき、労働委員会は手続問題としては却下すべきだが、実質的にはこれをとりあつかい、かつ調査をすすめ、委員会の見解を総司令部に報告する」というのである。

さて、このような情勢のなかで、東日本重工東京製作所従組(三七〇〇名)は四月三〇日、大会をひらいた。当時、会社側は、受註量が減少したので、朝鮮戦争勃発前の状態にもどし、週五日、四〇時間制をとると主張していたのである。この操業時間短縮案によると組合員の収入減は一人当り四〇〇〇円ないし五〇〇〇円であるため、大会は同案の撤回を申入れ、基本ベース一万五〇〇〇円(現行一万二八〇〇円)固定報償金四〇〇〇円(現行に同じ)の要求を決議した。

ところが、会社側は「一週五日制は、アメリカ軍の指示であるから」として、申し入れを拒否した。五月一八日、組合はふたたび大会をひらいて、ストライキ権の中闘移譲を賛成三〇七票、反対一一票

で決定した。また、この大会で、新産別の全国機械金属労働組合(全機金)に加盟することをきめ、名称を「三菱下丸子支部」と改めた。

全機金三菱下丸子支部組合員は、五月二七日、「カービン銃と人権蹂躪にもひどい身体検査、切棄御免の軍令解雇の脅迫」に抗して、軍管理工場最初の二四時間ストライキにはいった。

六月二日、会社側は、賃金値上げは九月までやらぬが、一〇月には改訂する、さしあたっては一時金として五〇〇〇円をだし、一万六〇〇〇円ベース(週四〇時間)をこんご保証するように努力すると回答したが、組合側は不満で交渉決裂した。その結果、三日正午より四日八時まで第二波ストライキにはいった。以後、第三波、第四波の時限スト指令にたいしては組合員大衆が幹部にたいして、もっと強硬な戦術をとれと要求するほど昂揚をみせ、会社側も一時金を六〇〇〇円にすると譲歩したが一蹴された。六月一日の団体交渉の席上、会社側は、こんご受注がふえて週四五時間労働、平均一万七三五〇円にたつするだろうと主張したが、組合員大衆がききいれず、幹部も翌一二日第八波ストライキ(二二時間)を指令した。

六月一六日、第一波ストライキ(一八時間)にはいると同時に軍管理工場最初の工場内デモがおこなわれた。すなわち、三七〇〇人の組合員が四隊にわかれ、六列縦隊のスクラムを組んで、駐屯部隊司令官(大佐)室の附近でジグザグデモをおこなった。

しかし、六月二八日にいたり、組合幹部は、一時金八〇〇〇円、本給、時間外手当、報償金をふくめて月収平均一万七〇〇〇円を下らない線を保証するというで妥協した。

なおアメリカ船「アストリア」号進水式のストライキによって、その独自の闘争方式をしめした三菱重工横浜造船所のたたかいは、三菱下丸子の闘争と呼応して、一九五二年春季闘争に特色をくわえた。

すなわち、四月二六日、三菱重工労連(本社、大井、川崎、横浜、山梨、古賀、九七〇〇名)大会は、マーケット・バスケット方式による賃上げ要求一万五五三七円ベース(五月より実施)を決定し、ただちに中央経営協議会に申入れをおこなったが、会社側はこれを拒否した。五月一八日、労連大会は、満場一致をもってスト権の中闘委議を決議し、二一日以降、波状ストにはいった。

この間、会社側では、社長、労務担当重役の異動により、スト休戦を申入れ、組合側はこれを一応受諾した。

しかし、二九日の団体交渉でも、会社側は、一時金五〇〇〇円、一〇月よりのベース・アップという口約束をするだけで交渉打開の途がみえなかったため、労連は、残素早出拒否を即時実施、ついで六月二日より四八時間ストライキにはいった。

四日、会社側は一時金六〇〇〇円、一〇月よりベース・アップを回答、組合側は五日の中央委員会を経て、組合員にこれを示したところ、横浜造船所労組は拒否することを決定し、「アストリア」号の進水式を阻止する戦術にでた。

そのご団交をくりかえし、一九日、ついに会社側は、一時金八〇〇〇円、九月より一万四三〇〇円のベース・アップを回答し、争議は妥結した。

なお、一九五二年には、三菱下丸子のストライキのほか、追浜の富士モーターズ(三七〇〇名)が一万四八〇〇円ベース(現行一万二三〇〇円ベース)を要求し、五月二四日スト決行直前に全面要求貫徹の成果をあげているし、またベース・アップ要求で九月一三日から四八時間ストにはいり、会社側もロック・アウトで対抗した日飛モーターズ(一七〇〇名)の争議、おなじくベース・アップの要求

で一月五日から一八時間ストにはいった池貝自動車(一二〇〇名)の争議、さらに労組書記長の解雇に抗議しておこなわれた富士モーターズ第一一四ペイント工場のストライキなど、「特需」工場にも激しい闘争がみられるようになった。

そのほか、六月一四日、関東特需関係労組協議会(一三組合、約四万名)が、七月の受註契約更新をひかえて、一時金一万円を獲得するため、「特需労働者生活権擁護要求貫徹大会」をひらいた。当日の参加組合は、三菱下丸子、昭和飛行機、池貝自動車、日鋼赤羽、相模工業、日本建鉄、日本飛行機、ブリヂストンタイヤ、富士モーターズ、ビクターオートなどで、

(一)一時金一万円要求貫徹

(二)三菱下丸子争議応援

(三)七月受註契約更新における共同闘争

の三項目を決議した。また、同協議会幹事会は、八月八日、軍令解雇条項(いわゆるレーバー・クローズ)撤発の署名運動を、各工場で行うことを決定した。

なお、その傘下にもっとも多く「特需」工場を組織している点で注目をひく新産別は、一月二九日、第四回定期全国大会で、つぎのような「特需労働者基本権擁護闘争決議」をおこなった。

(特需労働者基本権擁護闘争決議)

われわれの眼前には、政治、経済、社会の全般にわたって、どんどんと植民地政策が押進められている。

基本権をはく奪され、強権による労働強化と低賃金を強要されつつある特需労働者の現状ほど植民地化政策を端的に現したものはない。

アメリカの政策につれて、特需—防衛生産—再軍備へと急ぐ支配階級は、ファッショ体制につれて一般産業労働者に対してやがては現に特需労働者をしばりつけている無権利奴隷労働を強要するにいたることは必至であろう。

理由不明の「軍令解雇」が横行し、組合活動の自由は抑圧され刑事特別法、破壊活動防止法は、軍機保護の名のもとに、刑罰の威かくで基本権を押しつぶしているのだ。

われわれは特需労働者の基本権擁護闘争が、きわめて重大な段階にあることを認識し、もりあがる大衆闘争を、職場に地区に組織して、ファッショ政策粉碎にたちあがるものである。

一二月一日、日本製鋳赤羽作業所労組(六〇〇〇名)で、執行部の改選がおこなわれ、統一派が多数選出され、松本前組合長も、統一派の天野候補に二〇〇〇票の差で敗れた。この間の事情を、総評中央機関紙(一二月一二号)はつぎのように報じている。

日鋳赤羽労組は、PD工場のうえ、会社のひもつきのダラ幹委員長を中心として、従来、すこしでも労組らしい意見をのべれば、軍命違反という名目で首切りがおこなわれ、組合は組合員の監視役をはたしていた。このような圧迫のなかで、日鋳統一委員会を結成したところが、会社は、この統一委員会の主要メンバーの首切りを松本一派とグルになっておこない、三〇名にちかい犠牲者をだした。しかし、この会社の圧迫にたえ、関東金属その他の組合の協力でその組織を拡大し、ついに、一二月一日の役員改選にさいし、ダラ幹と会社側はあらゆる全力を背景として選挙違反をやったが、たたかう大衆は、ダラ幹松本をたたきおとし、統一委員会の天野氏をはじめとして執行部確立に成功した。しかし、会社とダラ幹どもは、三田村・鍋山愛労一派と組んで、新執行部を共産党だ、アカだと、ひぼうしている。

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

****年**月**日公開開始

